## 事業場における労働衛生管理

規模	1~9人	10人~49人	50人~99人	100人~ 299人	300人~ 999人	1000人 以上
衛生管理体制				総括安全衛生管理者 (業種により300人又は1,000人以上から)		
	医師・保健師による健康管理		産業医(1,000人以上又は有害業務に500人以上の事業場は専属)			
		安全衛生推進者	衛生管理者(	業種・規模等に応	じた有資格者、人勢	故、専任者)
	労働者の意見聴取の機会の設定		安全衛生委員会			
	作業主任者(危険有害業務)					